九百九十 医事・文談

瓮 岡 子規 360 続 き。 その 279

子規直系の系族と養嗣子

。明治3年(一八七○) 閏10月 妹・律は、子規より数え年では

1 日 便通及繃帯取替と「仰臥漫録」に毎日けて病床の子規の介護に献身した。 と共に上京。以後、子規の死まで母を助明治25年11月、子規に迎えられて、母 の出生である。

いる。 は「仰臥漫録」の九月二十日と二十一日それほど毎日世話になりながら、子規 え難く号泣又号泣するほどであった。エスによる膿瘍の瘻孔の手当は、痛み堪 その仕末は大変だったと思われる。カリている。それにしばしば下痢をしていて も、律にとっても毎日の大役であった。 大食の子規の排便は「山ノ如シ」と書い 記されている。この両者は子規にとって (明治34年) に口を極めて律を罵倒して

筆の続きでまた書く。 これは以前にも書いたことがあるが、

無キ木石ノ如キ女ナリ。義務的ニ病人ヲ 適宜省略する。句続をほどこした。 先ず二十日の分から始める。長文だか 律ハ理窟ヅメノ女ナリ。 スルコトハスレドモ、 同情的 同感同情ノ 二病

> 語同断ナリ。(中略)時々同情トイフコトルコトナカルベシ。其理窟ッポイコト言命令スレバ、彼ハ決シテ此命令ニ違反ステソンナコトハ曾テ無シ。(中略)直接ニ これだけでは足りず、翌二十一二致方モナキコトナリ。」 タズ。不愉快ナレドモアキラメルヨリ外 ヲ説イテ聞カスレドモ、同情ノ無イ者ニ、 同情ノ分ル筈モナケレバ、 直二買フテ来テ食ハシムベシ。律二限ッ タイトイヘバ、若シ同情ノアル者ナラバ、 ナドハ少シモ分ラズ。(中略) 病人ガ食ヒ ルコトナシ。 婉曲ニ諷シタルコト 何ノ役ニモ立

更に長文を書く。 日 に、

キニ非ズ。律ハ看護婦デアルト同時ニオ タリトモ、律二勝ル所ノ看護婦、即チ律キハ、我能ク為ス所ニ非ズ。ヨシ雇ヒ得シテアルベキカ。看護婦ヲ長ク雇フガ如 余ガ病後、彼ナカリセバ余ハ今頃如何ニ彼ハ終ニ兄ノ看病人トナリ了レリ。若シ ザルナリ。シカモ其事ガ原因トナリテ、 原 三ドンナリ。オ三ドンデアルト同時ニ、 ガ為スダケノ事ヲ為シ得ル看護婦アルベ 野菜ニテモ、香ノ物ニテモ、何ニテモ一 \vdash \neg -同時ニ、余ノ秘書ナリ。書籍ノ出納、家ノ整理役ナリ。一家ノ整理役デアル 稿ノ浄書モ不完全ナガラ為シ居ルナ 「律ハ強情ナリ。 彼ハ到底配偶者トシテ世ニ立ツ能ハ律ハ強情ナリ。人間ニ向ッテ冷淡ナ 而シテ彼ハ、看護婦ガ請求スルダケ -分ノーダモ費サザルナリ。

人ノ命ズルコトハ リ。彼在リ、・トモ厭ハズ。 錯綜、人智ノ予知スベキニアラズ。」ルベキ運命ヲ持チシ為ニヤアラン。禍福ザルヲ證明セシハ、暗ニ兄ノ看病人トナ 余ハ常二彼ニ病アランヨリハ、余二死アモサッチモ行カヌコトトナルナリ。故ニ 故ニ余ハ、自分ノ病気ガ如何ヤウニ募ル時ニ、余ハ殆ンド生キテ居ラレザルナリ。 戻リ、其配偶者トシテ世ニ立ツコト能ハ ランコトヲ望メリ。彼ガ再ビ嫁シテ再ビ 若シ彼病マンカ、彼モ余モ一家モニッチ ナクバ、一家ノ車ハ其運転ヲトメルト ニモ思ハザルガ如シ。若シ一日ニテモ彼 買フテ自己 ノ食料トナサンナドト 余ノ病ハ如何トモスベシ。 只彼ニ病無キコトヲ祈レ

いったん筆を止め、俳句三句を書いた中心であることが、よく分る記述である。中のであろう。筆者もつい全文を写したのであろう。筆者もつい全文を写してこまで子規も一気に書いて筆を止め あとに、子規は尚書き続ける。これでは 書き足りないと思ったのであろう。

カヌナリ。人二物問フコトガ嫌ヒナリ。「彼ハ癇癪持ナリ。強情ナリ。気ガ利 コトアリ。(中略) 他日、若シ彼ガ独リデ (中略) 彼ノ欠点ハ枚挙ニ遑アラズ。余 、時トシテ彼ヲ殺サント思フ程ニ腹立ツ

「殺サント思フ」とは、 何という憎悪で

八